

なかのじょうじんやあと
「中之条陣屋跡」 町指定（史跡）

所在地：大字中之条 654～661 所有者：個人 指定：昭和 48 年 12 月 14 日

陣屋は江戸幕府の直轄地（天領）を支配した役所です。宝暦 9 年（1759）11 月坂木陣屋は中野陣屋の預かりとなりました。坂木陣屋の復活の願いが入れられないうちに、明和 4 年（1767）坂木陣屋は火災で焼失しました。そのため越後川浦陣屋の預かり所となりました。明和 8 年、竹垣代官は、中之条村に仮御用場の設置を幕府勘定奉行所へ願い出し許可があり、仮陣屋が設けられました。その後、安永 8 年（1779）7 月、平岡代官のとき願いが許され、すなわち本陣屋が中之条村に設置されました。その後増築が行われ天保 11 年（1840）には敷地面積 3482 m²（1055 坪）余となり、御門、御本陣、御白州、役宅、仮牢その他付属建物あわせて総建坪は 283 坪余の大規模なものとなりました。

中之条代官の支配の範囲は、金井村から杭瀬下村まで（上徳間・内川・千本柳・中村・小船山の 5 村を除く）14 か村でこれを坂木五千石と称し、さらに、佐久、小県、更級、水内、高井の飛地天領がありました。時代により支配領域の変更があり、石高は 3 万石から 9 万石の間で、大名ほどの領地でした。安永 8 年には佐久郡の御影陣屋は、中之条陣屋の出張陣屋となっています。明治新政府となり、天朝御料尾州取締所として陣屋廃止まで 109 年間、代官は 31 代にわたりました。

中之条陣屋は、高井郡中野、佐久郡御影新田、伊那郡飯島陣屋とならび、信濃御料 4 か所の一つです。現在、遺構として井戸があります。なお、陣屋稲荷は中条神社に合祀されています。

